

随意契約の結果

【令和5年12月分】コンサルタント業務

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

工事、業務又は物品購入等契約の 名称及び数量等	契約担当役の氏名及びその 所属する支社等の所在地	契約を締結した日	契約相手方の氏名 及び住所	契約相手方の法人番号	予定価格	契約金額	落札率	随意契約によることとした理由	再就職 役員数	公益法人の場合			備 考
										公益法人の区分	国所管、都道府県 所管の区分	応札・応募者数	
四谷駅前地区（再）建設工事芝生 広場補備実施設計業務	分任契約担当役 東日本都市再生本部 総務部長 吉田 健造 東京都新宿区西新宿6-5-1	令和5年12月21日	大成建設（株） 東京都新宿区西新宿1-2 5-1	4011101011880	1,910,700円	1,870,000円	97.9%	本業務の実施に当たっては、本施設の管理規約に基づく指定管理会社が指定する者を契約相手方とし会計規程第51条第3項第1号に基づき、当該業者と随意契約を行うものである。	-				
北青山三丁目地区市街地再開発事 業における実施設計監修等業務 （ランドスケープ）	契約担当役 東日本都市再生本部長 中山 翔史 東京都新宿区西新宿6-5-1	令和5年12月22日	（株）ランドスケープ・プ ラス 東京都新宿区欠来町1-1-4	1010001132278	60,896,000円	60,500,000円	99.3%	当地区は、都営青山北町アパートの跡地を活用し、段階的な開発を行う最終地区である。本業務は、基本設計業務におけるデザインを基に、新たに作成する実施設計図面に対してデザイン監修を行うことから、基本設計業務に起因する環境対応や、図面修正業務などにおいては基本設計業務と密接不可分である。さらに、一般的に認められるデザインの権利についても、今後のデザインの継続性を確保する必要性から考慮すべきである。上記理由から、会計規程第51条第3項第三号に基づき当該業者と随意契約するものである。	-				